

長時間労働者への“医師による面接指導”について

労働安全衛生法では、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対して労働者の申出により、事業者には医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

鹿行地域産業保健センターでは、平成20年4月より面接指導の相談窓口を開設しています。産業医の選任義務のない50人未満の事業場の長時間労働者への面接指導に当センターの登録産業医または保健師が対応します。

注意、平成31年4月～改正あり！

●面接指導の対象者 (1)は医師による面接指導
(2)(3)は面接指導又は「準ずる措置」(保健師による保健指導等)

(1) 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者 (本人からの申出により実施、事業者は実施義務)

(2) 長時間の労働(時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超)により、疲労の蓄積が認められる、又は健康上の不安を有している労働者 (本人からの申出により実施、事業者は実施の努力義務)

(3) 事業場において定めた基準に該当する労働者 (事業場の基準により該当者を選出し受けさせる)

80時間以下(45時間超)

面接指導を受けるには (費用はかかりません)

面接指導は医師のほうから事業場をご訪問する方法と、センターの指定する医療機関にお越しいただく方法とがありますが、当センターへ先ず電話、FAX等でご連絡をください。コーディネーターがご希望をお伺いし、日時、場所等の調整を行います。

(注、健康相談の場合は労働者本人からのお申込みも可能ですが、面接指導の場合は事業場からのお申込みとなります)

面接当日に持参して頂きたいもの

- ・労働時間に関するチェックリスト(勤務状況の情報書)(チェックリストの1頁目相当)
- ・疲労蓄積度のチェックリスト(自己評価結果)(チェックリストの2、3頁目相当)
- ・面接指導結果報告書・・・医師記入用紙・・・(チェックリストの9頁目相当)
- ・直近の健康診断結果票(コピーで可)

(注)チェックリストとは小冊子「長時間労働者への面接指導チェックリスト(地域産業保健センター用)」のことで当センターのHPよりダウンロード可能です。これらに相当する事業場独自の様式があればそれでも可です。

お申込み・お問い合わせは

鹿行地域産業保健センター

鹿嶋市宮中1998-2 鹿島医師会内(3F)

TEL 0299-90-3440 FAX 0299-90-3441

営業日 火、水、金(祝日は除く)9:30~15:30